

# 第117回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

令和4年6月29日（水曜日）午前10時  
受付開始：午前9時

## 開催場所

前橋市本町二丁目12番6号  
当行本店2階大会議室

## 議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

## 目次

第117回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告	37
株主総会参考書類	40

### 株主の皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主さまには可能な限り書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご来場される株主さまにおかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。併せて、当行の判断に基づき、株主総会会場において株主さまの安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

※本年も感染防止の観点から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。ご理解のほどお願い申し上げます。

**第117回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当行第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、令和4年6月28日（火曜日）午後5時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

<b>1 日 時</b>	令和4年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
<b>2 場 所</b>	前橋市本町二丁目12番6号 <b>当行本店2階大会議室</b> (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第117期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第117期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役7名選任の件</li> <li>第4号議案 監査役2名選任の件</li> <li>第5号議案 補欠監査役1名選任の件</li> <li>第6号議案 会計監査人選任の件</li> </ol>
<b>4 議決権行使 についての ご案内</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>株主総会にご出席されない場合、当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</li> <li>議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</li> <li>本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第15条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト(<a href="https://www.towabank.co.jp">https://www.towabank.co.jp</a>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類及び連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」及び「連結注記表」も含まれております。</li> <li>株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要性が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト(<a href="https://www.towabank.co.jp">https://www.towabank.co.jp</a>)に掲載させていただきますのでご了承ください。</li> </ol>

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 当日株主総会運営スタッフは、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

## 当行 第117回定時株主総会における 「新型コロナウイルス感染症」への対応について

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、来る6月29日（水曜日）に当行第117回定時株主総会の開催を予定しておりますが、「新型コロナウイルス感染症」の感染予防及び拡散防止に向けた当行の対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 〈当行の対応について〉

- ・当行役員及び株主総会の運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・受付等の会場各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主さま同士のお席の間隔を広くとるため十分な席数が確保できなくなり、ご入場いただけない場合もありますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 〈株主さまへのお願い〉

- ・ご来場なさらないで議決権を行使していただく方法として、議決権行使書面の郵送またはインターネット等による行使もできますので是非ご検討をお願い申し上げます。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。
- ・特に基礎疾患がある方、妊娠されている方等におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

#### 〈ご来場される株主さまへのお願い〉

- ・ご来場の株主さまにおかれましては、マスクのご着用やアルコール消毒液のご利用などご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・当日は、受付時にサーモグラフィーカメラにて株主さまの体温を計測させていただき、体温の高い方、体調がすぐれないとお見受けされる株主さまには、ご入場の制限をさせていただく場合がございます。
- ・本年も感染防止の観点から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。ご理解のほど、お願い申し上げます。

なお、今後の状況によりましては、対応等を変更する場合がございます。株主さまにお知らせすべき事項が発生した場合には、順次、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.towabank.co.jp>) に掲載させていただきます。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和4年6月29日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和4年6月28日（火曜日）  
午後5時到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和4年6月28日（火曜日）  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 冊

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日


スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード 見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

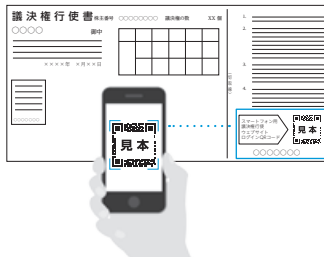


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

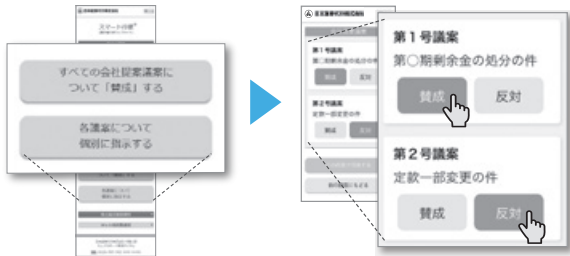
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社  
代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

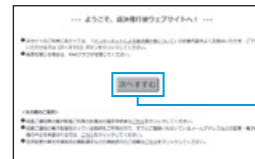
0120 (707) 743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

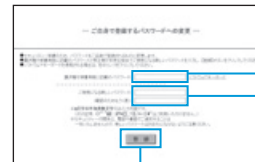
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

## 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 1 当行の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

#### (企業集団の主要な事業内容)

当行グループは、当行と子会社及び子法人等2社により構成されており、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスの提供やその他業務（クレジットカード業務）を営んでおります。

#### (金融経済環境)

令和3年度のわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、サプライチェーンの停滞による半導体不足など供給制約等のマイナス要因があったものの、景気の回復基調は続きました。ただし、足元では、ロシアのウクライナ侵攻の影響による原材料価格や、原油価格の高騰などからインフレ懸念が生じているため、回復の足取りは重くなっております。

なお、金融を取り巻く環境は、極めて緩和的な状況が続いているほか、為替相場は円安傾向となりました。

#### (企業集団の事業の経過及び成果)

当行は、令和3年4月からスタートした新経営強化計画「プランフェニックスⅥ」にもとづき、お客様が資金繰りの心配なく事業に専念できる環境づくりを行う「真の資金繰り支援」及び「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」に取り組む「TOWAお客様応援活動」を実践しております。そして、お客様の企業価値向上と、お客様と当行の収益力の向上を図る「共通価値の創造」をビジネスモデルとして、双方で持続可能性のある発展を目指してまいりました。昨年度から引き続き、コロナ禍で直接的または間接的に影響を受けている中小企業者等のお客様に対しては、財務面と本業面の伴走型支援である「真の資金繰り支援」を集中的に展開するとともに、新設したコンサルティング部では、事業承継・M&A支援、専門人材支援等を通じて、事業変革・事業再構築のサポートに取り組みました。また、勘定系ホストシステムの全面刷新や、API基盤の構築、東和銀行アプリの新機能搭載など、積極的なデジタル投資を実施いたしました。加えて、ブランチ・イン・ブランチによる店舗チャネルの見直しなど、ローコスト・オペレーションの確立に向けた諸施策にも取り組みました。

当連結会計年度の主な項目の実績は以下のとおりです。

#### <預金・預かり資産>

預金は、前年度末比311億円増加の2兆1,359億円となりました。

投資信託318億円、生命保険124億円、公共債4億円の販売・募集を行いました。

### <貸出金>

貸出金は、前年度末比227億円増加の1兆5,256億円となりました。事業性貸出先数は、前年度末比375先減少の16,340先となりました。

### <真の資金繰り支援>

当行は、コロナ禍でお客様が資金繰りを気にせず、事業に専念できる環境づくりのため、お客様と協働で年間資金繰り表を作成し、キャッシュフローの見える化と年間ベースの資金繰り支援（財務面の支援）を行い、更にはその中で抽出された課題やニーズを解決するための本業支援（本業面の支援）を併せて行う「真の資金繰り支援」を積極的に推進してまいりました。

財務面の支援では、年間資金繰り表の作成により把握したキャッシュフローを分析し、収支ギャップの解消や資金ショート回避のため、短期継続融資やリファイナンスのほか、資本金の活用に取り組みました。また、本業面の支援では、大手企業等との販路拡大に向けたビジネスマッチングや、経営支援プラットフォーム「東和ビッグアドバンス」の活用、越境ECサイトの活用、リモート商談会の活用、及び、仕入先の紹介等に取り組み、更には各種補助金の申請支援や、デジタルイゼーション・DX支援に取り組みました。

### <TOWAお客様応援活動>

当行のビジネスモデルの中核である「TOWAお客様応援活動」は、お客様の売上増加や経営課題の解決を図る「本業支援」「経営改善・事業再生支援」及び、お客様の長期的な家計資産の増大を図る「資産形成支援」を大きな柱としています。

「TOWAお客様応援活動」では、ESG（Environment：環境、Social：社会、Governance：企業統治）に着眼した財務面と本業面の支援を実践しております。昨年8月には、環境省「地域ESG融資促進利子補給事業」に係る指定金融機関として3年連続で採択されるなど、当行はESG融資の普及・促進に努めております。

なお、具体的な「TOWAお客様応援活動」の取り組み内容は以下のとおりです。

本業支援では、行内ビジネスマッチングや大手企業（工業系・食品系）とのWebを活用した個別商談会の実施、ものづくり補助金や事業再構築補助金など各種補助金の申請支援、地元大学との共同研究開発支援、新現役交流会の開催などの専門人材支援に取り組みました。また、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）など海外ネットワークを活用した各種情報提供や、海外現地金融機関などの業務提携先と連携した海外進出支援にも取り組みました。

経営改善支援・事業再生支援では、経営改善計画の策定支援や経営指導などコンサルティング機能の発揮に努めるとともに、お客様の経営状況に応じた事業性評価を実施し、抜本的な事業再生支援にも取り組んでまいりました。昨年12月には、商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結し、コロナ禍のお客



様を協調して支援する態勢を構築しました。

資産形成支援では、顧客起点の営業スタイルとして、ローリスク・ローリターンのコア商品を中心にお客様の金融資産残高の増加を図るとともに、「長期」「分散」「積立」を基本とし、少額から投資できる積立投信による資産形成層への支援に注力してまいりました。また、金融仲介業務では「東和銀行SBIマネープラザ」において、お客様の多様な商品ニーズにお応えしております。昨年4月には、埼玉県さいたま市の岩槻支店内に2店舗目を開設いたしました。

令和3年度中における支援活動実績は以下のとおりです。

### 真の資金繰り支援の取り組み状況

令和3年度上期	対象先3,525先（本業支援の取組件数1,966件、うち成約・成立件数182件）
令和3年度下期	対象先3,000先（本業支援の取組件数3,108件、うち成約・成立件数298件）

### お客様応援活動の取り組み状況

ビジネスマッチング	商談5,627件、取引成立661件
各種補助金申請支援	申請297件、採択95件
新現役交流会	面談17社、成約11社11名
群馬大学との共同開発研究	提案10社、研究開始2社
海外進出支援	政府系金融機関や業務提携機関等への個別紹介実績29社
事業承継・M&A支援	コンサルティング契約4社（累計契約38社）

### 経営改善・事業再生支援

中小企業再生支援協議会との連携	30社
経営改善支援センターとの連携	9社
保証協会経営サポート会議の活用	13社
外部専門家（コンサルタント等）との連携	29社

### <SDGs達成の取り組み>

当行は、SDGsに対する考え方や積極的に取り組むべきセグメントについて、平成31年4月に「東和銀行SDGs宣言」を制定し、この宣言に基づきSDGsの達成に向けた諸施策を実施してまいりました。本年3月には、サステナビ



リティ（持続可能性）を巡る諸課題に対して、「サステナビリティ基本方針」と「サステナビリティに配慮した投融資の基本方針」を制定し、「TOWAお客様応援活動」を通じて様々な社会的課題の解決に取り組むとともに、脱炭素社会の実現や石炭火力発電事業への対応、生物多様性と生態系の保護などについての方針を定めました。更に、当行は気候変動関連のリスクと機会等について、「東和銀行の気候変動への対応」を開示し、「ぐんま脱炭素コンソーシアム」による地産地消のグリーンエネルギーの活用を柱に、2030年までに二酸化炭素の排出量ネットゼロを目指すことや、気候変動対応に資する投融資の実行目標2,000億円（2022年度～2030年度）とすることを掲げております。

また、当行自身のSDGs達成に向けた取り組みの一つとしては、頭取をはじめとする役職員が、群馬大学と高崎経済大学において、世界経済・日本経済の現状や地域金融機関の社会的役割等についての講義を継続して行っております。なお、昨年度は延べ4,435名に受講頂きました。

#### <損益状況>

当連結会計年度の経常利益37億円、親会社株主に帰属する当期純利益は17億円となりました。

なお、単体コア業務純益は61億円を計上し、経常利益は35億円、当期純利益は16億円となりました。

#### <金融再生法開示債権比率>（単体）

金融再生法開示債権比率は、前年度末比0.11ポイント低下し2.50%となりました。

#### <自己資本比率>

連結自己資本比率は、前年度末比0.08ポイント低下し10.54%となりました。

### （企業集団の対処すべき課題）

当行は三つのモットー「靴底を減らす活動」「雨でも傘をさし続ける銀行」「謙虚さのDNAを忘れない銀行」のもと、お客様が資金繰りの心配なく事業に専念できる環境づくりを行う「真の資金繰り支援」及び「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」に取り組む「TOWAお客様応援活動」を全役職員が組織的・継続的に実践することにより、地域経済・地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

引き続きコロナ禍のお客様に対して「真の資金繰り支援」の実践により、金融面のみならず、事業承継・M&A支援やSDGsの達成に向けた支援などの金融面以外の支援に積極的に取り組むとともに、お客様の事業変革・事業再構築や脱炭素社会への移行等をサポートし、地域にとってなくてはならない金融機関を目指してまいります。こうした取り組みを継続するため、収益源泉の多様化を始め、将来を見据えたDX（デジタル・トランスフォーメーション）による業務改革を、スピード感を持って進め、更にローコスト・オペレーションの確立や、店舗体制の見直し、人材育成の強化なども進めてまいります。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結経常収益	37,284	38,729	36,437	36,907
連結経常利益	5,921	5,935	4,093	3,712
親会社株主に帰属する当期純利益	4,797	2,896	2,495	1,745
連結包括利益	3,633	△4,072	6,626	△8,614
連結純資産額	135,959	130,273	135,103	125,209
連結総資産	2,303,026	2,329,468	2,551,480	2,566,787

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

### ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	1,960,209	1,981,856	2,105,327	2,136,864
定期性預金	1,022,581	998,555	968,540	925,778
その他	937,627	983,301	1,136,787	1,211,086
貸出金	1,436,530	1,459,081	1,505,450	1,528,195
個人向け	348,775	353,483	353,943	361,272
中小企業向け	758,654	777,958	813,159	828,557
その他	329,100	327,640	338,348	338,365
商品有価証券	35	14	0	0
有価証券	636,839	561,289	596,876	595,308
国債	105,105	59,334	67,500	59,687
その他	531,734	501,954	529,376	535,621
総資産	2,297,351	2,321,258	2,543,802	2,558,182
内国為替取扱高	7,922,853	8,015,309	8,385,821	8,346,547
外国為替取扱高	百万ドル 800	百万ドル 739	百万ドル 726	百万ドル 612
経常利益	6,498	5,667	3,843	3,579
当期純利益	5,393	3,256	2,307	1,665
1株当たり当期純利益	円 銭 140 92	円 銭 82 93	円 銭 57 27	円 銭 39 84

(注) 1. 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の普通株式の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

#### イ. 企業集団の状況

	当年度末		
	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	1,344人	18人	9人

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。  
2. 使用人数は、就業者ベースで記載しております。

#### ロ. 当行の状況

	当年度末
使用人数	1,344人
平均年齢	40年3月
平均勤続年数	17年
平均給与月額	380千円

- (注) 1. 使用人数には、受入出向者を含み、出向者、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。  
2. 使用人数は就業者ベースで記載しております。  
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
4. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。  
また、受入出向者に対する給与等を含んでおりません。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ. 銀行業

##### (イ) 営業所数

	主要な営業所等
群馬県	本店営業部、太田支店、高崎支店、ほか37店
埼玉県	東松山支店、川越支店、所沢支店、ほか38店
東京都	東京支店、ほか7店
栃木県	足利支店、ほか2店

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を89カ所設置しております。  
2. 群馬県の営業所数の中にインターネット支店（1カ店）及び振込専用支店（2カ店）を含んでおります。

## (ロ) 当年度新設営業所

該当事項はありません。

### ロ. リース業

会社名	主要な営業所等
東和銀リース株式会社	本社（群馬県前橋市）、首都圏営業部（埼玉県上尾市）

### ハ. その他事業

会社名	主要な営業所等
東和カード株式会社	本社（群馬県前橋市）

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	3,877
リース業	2
その他事業	—
合計	3,879

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	ホストシステム	732
	イントラネットパソコン	55
	インターネットパソコン	54

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
東和カード株式会社	前橋市本町二丁目14番8号	クレジットカード業務	百万円 50	% 47.05	—
東和銀リース株式会社	前橋市本町二丁目14番8号	リース業務	百万円 100	% 48.00	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 連結対象の子会社及び子法人等は2社であります。

### 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信連漁613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行等との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金、残高照会サービスを行っております。
6. 株式会社筑波銀行及び株式会社栃木銀行と地域経済活性化に向けた「広域連携協定」を締結し、地域の魅力を高め、産業の育成や雇用の創出による地域経済の活性化に資する活動を行っております。
7. 群馬県及び株式会社群馬銀行と連携し、ぐんまの持続的な発展を実現することを目指す「ぐんまの未来共創宣言」に署名し、県の交流人口増加や女性・若者の活躍、スタートアップ企業の支援などに取り組んでいます。

## (7) 事業譲渡等の状況

特に記すべき事項はありません。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記すべき事項はありません。

# 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

## (1) 会社役員 の 状況

令和4年3月31日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
江原 洋	代表取締役頭取執行役員	—	—
櫻井 裕之	代表取締役副頭取執行役員 人事総務部、コンプライアンス統括部、 監査部、証券業務（内部管理統括責任者）、 事務統括システム部（副担当）	—	—
北爪 功	取締役専務執行役員 総合企画部、審査部、審査管理部	東和カード株式会社 取締役 東和銀リース株式会社 取締役	—
鈴木 信一郎	取締役常務執行役員 お客様資産形成部長 委嘱、資金運用部 国際部、コンサルティング部（副担当）	—	—
水口 剛	取締役（社外取締役）	高崎経済大学 学長・副理事長	—
大西 利佳子	取締役（社外取締役）	株式会社コトラ 代表取締役 株式会社ベルパーク 社外取締役 株式会社キーストン・パートナーズ 社外取締役	—
多胡 秀人	取締役（社外取締役）	一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事 株式会社山陰合同銀行 社外取締役 浜松いわた信用金庫 非常勤理事 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役	—
大澤 清美	常勤監査役	—	—
橋本 政美	常勤監査役	—	—
安藤 震太郎	監査役（社外監査役）	株式会社安藤 相談役	—
加藤 真一	監査役（社外監査役）	税理士法人加藤会計事務所 代表社員 カネコ種苗株式会社 社外監査役 公認会計士	—

- (注) 1. 令和3年6月24日開催の第116回定時株主総会における就任  
再任 取締役 江原洋、櫻井裕之、北爪功、鈴木信一郎、水口剛（非常勤、社外取締役）、大西利佳子（非常勤、社外取締役）、多胡秀人（非常勤、社外取締役）  
新任 監査役 橋本政美
2. 取締役水口剛氏、大西利佳子氏及び多胡秀人氏、監査役安藤農太郎氏及び加藤真一氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 監査役加藤真一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 関根正裕氏は令和3年6月24日をもって監査役を辞任しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数 (名)	固定報酬 (百万円)	非金銭報酬等 (株式報酬型ストック・オプション) (百万円)	報酬等合計 (百万円)
取締役	8	111	18	129
監査役	5	45	—	45
計	13	156	18	175

- (注) 1. 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、令和3年6月24日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
3. 非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）の内容
- ア. 社外取締役を除く取締役に割り当てる。
- イ. 新株予約権の総数10,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する数の上限とする。
- ウ. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数は10株とする。
- エ. 新株予約権の割当日において算定された公正価額を基準として決定される額を払込金額とする。新株予約権の割当を受けたものに対し、払込金額と同額の報酬を付与し、払込金額の払込みは、当該報酬債権との相殺によって行う。
- オ. 新株予約権個数は役職位別の配分とする。新株予約権は各事業年度の定時株主総会の日から1年以内に割り当てる。割当日は毎年一定の時期とし、当行取締役会にて決定する。
- カ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当りの払込金額を1円として、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- キ. 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の割当日の翌日から25年以内で、当行取締役会が定める期間とする。
- ク. 新株予約権の主な行使の条件  
新株予約権は、上記キ.の期間内において、当行の取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- ケ. 新株予約権の取得条項
- A. 当行は以下の①から⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当行が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）
- ②当行が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
- ③当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）



④当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案。

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案。

B. 当行は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、当行取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### コ. 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

4. 取締役の報酬等には、当事業年度において費用計上した株式報酬型ストック・オプションによる報酬等180万円を含んでおります。

5. 役員に対する定款または株主総会で定められた報酬等の限度額は、以下のとおりであります。

取締役 報酬月額 250万円以内（昭和63年6月29日株主総会決議、当該株主総会終結時点の取締役の員数：15名）

監査役 報酬月額 80万円以内（平成6年6月29日株主総会決議、当該株主総会終結時点の監査役の員数：3名）

取締役（社外取締役を除く） 株式報酬型ストック・オプション年額 600万円以内

（令和3年6月24日株主総会決議、当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役除く）の員数：4名）

6. 「取締役の報酬に関する方針」について

ア. 当該方針は、令和3年2月19日取締役会にて決定いたしました。

イ. 内容の概要について

・ 取締役の個人別報酬等（非金銭報酬を除く）の額の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、役割や責任に応じて決定する。固定報酬は月次で支給する。

・ 非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）については上記3. 参照。

・ 固定報酬と株式報酬型ストック・オプションの割合について

固定報酬は一定であるが、株式報酬型ストック・オプションである非金銭報酬は、割当日において算定された公正価額を基準として決定する。

固定報酬は約8割、株式報酬型ストック・オプションは約2割を目安とする。

・ 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別報酬（ストック・オプションを含む）に関する事項は、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会で審議し、外部の弁護士等からなる外部評価委員会の評価を得て、取締役会で決定する。

ウ. 上記内容を踏まえて取締役の報酬額が決定されていることから、取締役会は、取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
水 口 剛	当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
大 西 利佳子	
多 胡 秀 人	
安 藤 震太郎	
加 藤 真 一	

#### (4) 補償契約

補償契約は締結しておりません。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	保険契約の内容の概要
当行取締役、 監査役及び 執行役員	当行は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものであります。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等には、補填されない等、一定の免責事由があります。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

令和4年3月31日現在

氏名	兼職その他の状況
水 口 剛 (取締役)	高崎経済大学 学長・副理事長
大 西 利佳子 (取締役)	株式会社コトラ 代表取締役 株式会社ベルパーク 社外取締役 株式会社キーストン・パートナーズ 社外取締役
多 胡 秀 人 (取締役)	一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事 株式会社山陰合同銀行 社外取締役 浜松いわた信用金庫 非常勤理事 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役
安 藤 震太郎 (監査役)	株式会社安藤 相談役
加 藤 真 一 (監査役)	税理士法人加藤会計事務所 代表社員 カネコ種苗株式会社 社外監査役 公認会計士

(注) 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、特筆すべき取引関係はありません。

## (2) 社外役員的主要活動状況

氏名	在任期間	取締役会 監査役会 出席回数	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
水 口 剛 (取締役)	2年9月 (令和元年6月26日就任)	取締役会 14回/14回	当期中に開催された全ての取締役会に出席し、多くの議案に関し、客観的、中立的な立場から意見・提言を行っております。特に大学教授として専門的な見地であるESG地域金融やサステナブルファイナンスなどの観点からの様々な助言や課題提起を行うなど、取締役会における意思決定や監督機能及び牽制機能において適切な役割を果たしております。
大 西 利佳子 (取締役)	2年9月 (令和元年6月26日就任)	取締役会 14回/14回	当期中に開催された全ての取締役会に出席し、多くの議案に関し、客観的、中立的な立場から意見・提言を行っております。特に人材紹介企業の経営者の視点及び金融機関勤務経験からコーポレート・ガバナンスや人材育成及びDXに対し助言や課題提起を行うなど、取締役会における意思決定や監督機能及び牽制機能において適切な役割を果たしております。
多 胡 秀 人 (取締役)	1年9月 (令和2年6月24日就任)	取締役会 12回/14回	当期中に開催された取締役会14回のうち12回出席し、多くの議案に関し、客観的、中立的な立場から意見・提言を行っております。特にリレーションシップバンキングの本質と重要性の視点や金融機関勤務の経験から、事業執行の取組など様々な議案に対し助言や課題提起を行うなど、取締役会における意思決定、監督機能及び牽制機能において適切な役割を果たしております。
安 藤 震太郎 (監査役)	9年9月 (平成24年6月26日就任)	取締役会 13回/14回 監査役会 14回/14回	当期中に開催された全ての監査役会に出席し、社外監査役として、常勤監査役から報告を受け、取締役の職務執行を監査する活動を行っております。当期中に開催された取締役会14回のうち13回出席し、特に会社経営者としての豊富な経験や見識を生かし、様々な角度からの的確な助言・提言を行っております。
加 藤 真 一 (監査役)	7年9月 (平成26年6月26日就任)	取締役会 14回/14回 監査役会 14回/14回	当期中に開催された全ての監査役会に出席し、社外監査役として、常勤監査役から報告を受け、取締役の職務執行を監査する活動を行っております。当期中に開催された全ての取締役会に出席し、特に公認会計士として専門的な見地から、的確な助言・提言を行っております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数 (名)	銀行からの報酬等 (百万円)	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5	24	該当事項はありません

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

## 4 当行の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	130,000千株
	第二種優先株式	20,000千株
発行済株式の総数	普通株式	37,180千株
	第二種優先株式	7,500千株

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 普通株式の発行済株式の総数は、自己株式272千株を含んでおります。

### (2) 当年度末株主数

普通株式	15,749名
第二種優先株式	1名

### (3) 大株主

#### ① 普通株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,706	12.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,869	7.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	1,492	4.04
東和銀行従業員持株会	907	2.45
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	605	1.64
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	425	1.15
関東建設工業株式会社	411	1.11
遠藤 四郎	406	1.10
株式会社群馬銀行	394	1.06
SBI地銀ホールディングス株式会社	371	1.00

(注) 1. 大株主は、上位10名の状況を表示しております。  
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### ② 第二種優先株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社整理回収機構	7,500	100.00

### (4) 役員保有株式

該当事項はありません。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の末日において当行役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第2回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	平成23年8月12日	
	③新株予約権の数	656個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式6,560株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成23年8月13日から令和18年8月12日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第3回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	平成24年8月3日	
	③新株予約権の数	878個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式8,780株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成24年8月4日から令和19年8月3日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第4回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	平成25年8月2日	
	③新株予約権の数	960個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式9,600株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成25年8月3日から令和20年8月2日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
①名称	第5回株式報酬型新株予約権	2名	
②新株予約権の割当日	平成26年8月6日		
③新株予約権の数	920個		
④目的となる株式の種類及び数	普通株式9,200株		
⑤新株予約権の行使期間	平成26年8月7日から令和21年8月6日まで		
⑥権利行使価額（1株当たり）	1円		
⑦権利行使についての条件	(注)		

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第6回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	平成27年8月6日	
	③新株予約権の数	746個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式7,460株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成27年8月7日から令和22年8月6日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第7回株式報酬型新株予約権	3名
	②新株予約権の割当日	平成28年8月12日	
	③新株予約権の数	1,440個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式14,400株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成28年8月13日から令和23年8月12日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第8回株式報酬型新株予約権	3名
	②新株予約権の割当日	平成29年8月10日	
	③新株予約権の数	1,031個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式10,310株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成29年8月11日から令和24年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
①名称	第9回株式報酬型新株予約権	4名	
②新株予約権の割当日	平成30年8月10日		
③新株予約権の数	1,266個		
④目的となる株式の種類及び数	普通株式12,660株		
⑤新株予約権の行使期間	平成30年8月11日から令和25年8月10日まで		
⑥権利行使価額（1株当たり）	1円		
⑦権利行使についての条件	(注)		

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第10回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	令和元年8月9日	
	③新株予約権の数	2,256個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式22,560株	
	⑤新株予約権の行使期間	令和元年8月10日から令和26年8月9日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第11回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	令和2年8月13日	
	③新株予約権の数	3,385個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式33,850株	
	⑤新株予約権の行使期間	令和2年8月14日から令和27年8月13日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第12回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	令和3年8月10日	
	③新株予約権の数	4,041個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式40,410株	
	⑤新株予約権の行使期間	令和3年8月11日から令和28年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。



## (2) 事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を交付した者の人数
	①名称	第12回株式報酬型新株予約権	
当行の 執行役員	②新株予約権の割当日	令和3年8月10日	9名
	③新株予約権の数	5,955個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式59,550株	
	⑤新株予約権の行使期間	令和3年8月11日から令和28年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	—	

(注) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 百瀬 和 政 指定有限責任社員 平木 達 也	61	—

(注) 1. 当行及び子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は61百万円であります。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

### (2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

### (3) 補償契約

補償契約は締結しておりません。

#### (4) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、相当と認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

#### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## 8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

### (業務の適正を確保する体制の概要)

#### (1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等遵守態勢の確立を経営の最重要課題として位置づけ、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理及びそれを具体的に担保するための態勢を構築し、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督を行ないます。
- ② 取締役は、業務執行にあたり、善良なる管理者の注意義務及び忠実義務を果たします。
- ③ 取締役は、優れた遵法精神と高い倫理観をもって率先垂範して法令等の遵守に取り組むことといたします。
- ④ 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしております。
- ⑤ 事業年度毎に、取締役会においてコンプライアンス実践計画を策定するとともに経営方針においてコンプライアンスに関する基本方針を決定しております。

- ⑥ 反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
- ⑦ 法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。
- ⑧ 取締役会や監査役会による経営監視、牽制が適切に機能しているかについて、第三者の委員で構成する「外部評価委員会」により評価・助言を得ております。
- ⑨ 取締役、執行役員の選解任や報酬等の重要案件の検討にあたり、議案内容に関する適切性の検証を行うため、社外取締役及び代表権のある取締役で構成する「指名報酬委員会」で審議し、外部評価委員会の評価を得たのち、助言・提言を得ております。

## (2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書規程に従い適切に保存及び管理しております。

## (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 統一的なリスクの管理体制を確立するために、統合リスク管理規程及びリスク管理の基本方針により、リスクカテゴリー毎の管理部署等を定めるとともに総合企画部をリスク管理統括部署と定め、統合的な管理を行っております。
- ② 監査部は、各リスク管理部署の管理の適切性について、独立した立場から監査を実施しております。
- ③ 大規模災害などの不測の事態を想定した「業務継続計画規程」を策定し、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築しております。

## (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会の下に業務執行機関として常務会を置き、各業務の分掌並びに事案毎の職務執行権限の定めに従って適時・適正な業務執行を行っております。
- ② 取締役会においては、決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
- ③ 監査部は、本部各部の業務運営が本部業務分掌及び職務権限に従って適正に行われるよう、独立した立場から監査を実施しております。

## (5) 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役が使用人の職務執行を監督するにあたり、法令等遵守が最優先であることを常に強調し、使用人のコンプライアンス・マインドを涵養いたします。
- ② 法令遵守の手引き（取締役会付議）を策定し、全員に配付するとともに、研修・会議を通じて法令等遵守意識の高揚を図っております。

- ③ 事業年度毎にコンプライアンス実践計画を策定し、法令等遵守態勢の強化を図っております。
- ④ コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を置くとともに、本部各部及び全営業店にコンプライアンス責任者を配置しております。また、本部各セクションの横断的組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題が生じた場合の改善を図っており、また、防止策、対応策の検討を行っております。
- ⑤ 反社会的勢力に対する統括部署として、コンプライアンス統括部に反社会的取引監視室を置くとともに、弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
- ⑥ 監査部は、本部各部及び営業店において法令・行内規程を遵守した業務が行われるよう独立した立場から監査を実施しております。
- ⑦ 法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。

## **(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制**

- ① 当行の定める子会社等管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行への定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項等については、事前協議、事前報告を求めています。
- ② 当行において、当行及び子会社の取締役等が出席する子会社情報交換会を年1回開催しており、子会社の取締役（代表者）から、営業状況、決算見込、今後の見通し等について報告を求めています。

## **(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当行の定める子会社等管理規程、リスク管理基本方針に基づき、子会社のリスク管理状況について適切に管理するとともに、業務継続に係る緊急事態が発生した場合の報告体制等を整えております。
- ② 当行の定めるリスク管理基本方針等に準拠し、子会社において「リスク管理規程」を定め、リスクを総合的に管理する体制を整えております。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

## **(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当行の取締役会規程に準拠し、子会社において取締役会規程を定め、取締役会にて決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
- ② 当行の定める子会社等管理規程において、子会社の当行に対する事前協議事項、事前報告事項、事後報告事項、緊急報告事項等を規定しております。

- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

## (9) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社においても、業務の決定及び執行に関する適正を確保するため、取締役会を設置、監査役を選任しております。
- ② 当行の定める子会社等管理規程に基づき、子会社の重要な業務執行の決定については、当行の所管部署においてその適正について管理するとともに、業務の状況について適時に報告を受けております。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。
- ④ 当行において、子会社の取締役等に対し、年1回コンプライアンス研修会を実施しており、当行所管部より、個人情報管理、反社会的勢力との関係遮断、利益相反管理他、法令等遵守に係る重要事項について徹底しております。
- ⑤ 当行の定める各種管理規程に準拠し、子会社において「コンプライアンス規程」「個人情報管理規程」「公益通報規程」等を定め、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えております。

## (10) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役室を設置し、補助者を配置することとしております。

## (11) 当行の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うこととしております。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務に関し、代表取締役の指揮命令から独立し、その人員・任命・解雇・配転等の人事異動については、予め監査役の同意を得た上で取締役会等が決定することとしております。

## **(12) 当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る当行の取締役及び使用人等の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。
- ② 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会等の経営の重要会議に出席するとともに、支店長会議等の会議・報告会にも出席し、業務執行の決定や状況報告を受ける体制をとっております。
- ③ 当行は、法令違反行為等に関し、当行の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

## **(13) 当行子会社の取締役及び使用人等が当行監査役に報告するための体制**

- ① 当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る子会社の取締役及び使用人等の当行の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。
- ② 当行は、法令違反行為等に関し、子会社等の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

## **(14) 前号の報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当行の定める内部通報制度において、当行及び子会社等の報告者が、当該報告等を行ったことにより不利な取扱いを受けないことを規定し、周知徹底しております。

## **(15) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続 その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当行は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、必要に応じ、予算外の費用等を支弁する体制を整えております。

## **(16) その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会・支店長会議等、経営の重要会議や報告会に出席し、意見具申できることとしております。
- ② 監査役が、当行及び子会社の取締役等との定期的な面談や営業店への臨店を通し、情報の収集や使用人との意思疎通を図ることができるよう体制を整備しております。



## (業務の適正を確保する体制の運用状況の概要)

### (1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

全取締役の総意として宣言した、法令等遵守態勢や社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の確立等を内容とする「取締役業務執行宣言」に基づき、取締役が全員対等な立場で発言し、実質的かつ活発な論議を行うことにより、取締役会を業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督のための開かれた意思決定機関としております。

- ① 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしており、本事業年度においては、取締役会（本事業年度は14回開催）に出席し、取締役会に対する監督・牽制機能を発揮しております。
- ② 事業年度毎に経営方針、コンプライアンス実践計画を策定（本事業年度は「令和3年度経営方針」「令和3年度コンプライアンス実践計画」）し、当該事業年度に実施する諸施策と併せ、法令等遵守に係る経営姿勢を明確にし、コンプライアンス体制の徹底を図っております。
- ③ 「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係遮断を宣言しているほか、「反社会的勢力等との取引防止規程」等に基づき、本事業年度においては、反社会的取引対策委員会を5回開催し、反社会的勢力等に係る対応策等の協議を行うなど、内部管理態勢の強化を図っております。
- ④ 「外部評価委員会規程」に基づき、社外の有識者（弁護士、公認会計士）で構成された外部評価委員会を、本事業年度において4回開催し、取締役会における意思決定の妥当性や監査役会の取締役会に対する監督・牽制の有効性並びに経営陣及び全行的な法令等遵守の取組みが適切に機能しているかについて客観的な評価・助言を得ております。
- ⑤ 「指名報酬委員会規程」に基づき、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会を本事業年度において3回開催し、取締役の選解任や報酬等の重要議案の検討にあたり、議案内容に関する適切性の検証を行うなど、取締役会の経営監督機能の強化を図っております。

### (2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書規程」に基づき、取締役会等の議事録や会議資料等の職務執行に係る情報について、適切な保存・管理を実施しております。

### (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「統合リスク管理規程」や「リスク管理の基本方針」等に基づき、統合的なリスク管理、カテゴリ毎のリスク管理を実施するとともに、毎月1回資金管理部会（常務会）を開催（本事業年度は12回開催）し、リスク管理に関する諸問題等の討議を行っております。



- ② 「業務継続計画規程」等に基づき、本事業年度においては、安否確認システムを活用した行員の安否確認訓練や本部棟・情報センターにおける自衛消防訓練、システム障害やサイバー攻撃等を想定した訓練を定期的に行うなど、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じられる体制を整えております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、感染状況に応じてBCP委員会を都度開催し、対策を決定した上で、交代勤務やスプリット・オペレーション、時差出勤の実施などの諸施策を実施しております。
- ③ 監査部は、リスク管理部署も含めた本部各部及び営業店等の業務運営や管理の適切性について、独立した立場から監査を行っており、本事業年度においては、本部延べ16部署、営業店延べ174支店、SBIマネープラザ(株)との共同店舗2店舗にて監査を実施しております。

#### **(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、「取締役会規程」「常務会規程」等において、取締役会と常務会との適正な業務分掌等についての定めを置いており、意思決定の効率化・迅速化を図っております。本事業年度においては、取締役会を14回、常務会を62回開催しております。

#### **(5) 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① コンプライアンスに関する行内ルール等を取りまとめた「法令遵守の手引き」を全行員に配付し、各種研修や会議等での徹底により、行員の法令等遵守意識の高揚を図っております。
- ② 「公益通報規程」に基づき、社内（コンプライアンス統括部）及び社外（顧問弁護士事務所）に通報窓口を設けるとともに、当行の監査役への通報も同規程の対象とし、法令違反行為の防止に向けた内部通報制度の整備を図っております。
- ③ コンプライアンス基本事項の徹底や事務事故の再発防止態勢の強化、反社会的勢力に対する取組みの強化等を内容とした「令和3年度コンプライアンス実践計画」を策定・実施し、法令等遵守態勢の強化を図っております。
- ④ 原則毎月1回開催しているコンプライアンス委員会について、本事業年度においては11回開催し、法令等遵守に係る諸問題の解決や改善、対応策等の協議を行っております。

#### **(6) 子会社における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当行の定める「子会社等管理規程」「リスク管理基本方針」等に基づき、当行への定期的な情報報告や重要事項等の事前協議、事前報告を求めるとともに、子会社のリスク管理状況について適切に監視しております。
- ② 事業年度毎に、当行において、子会社取締役等との情報交換会や子会社取締役等へのコンプライアンス研修を実施（本事業年度は各1回の開催）しております。

- ③ 当行の定める「公益通報規程」において、子会社等の役職員も同規程の対象者（通報者、相談者）に含め、子会社等における法令違反行為の防止に向けた内部通報制度の整備を図っております。

## (7) 監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ① 監査役の求めに応じ、平成19年11月より監査役室を設置し、専従の補助者1名を配置しております。
- ② 監査役は取締役会（本事業年度は14回開催）に、常勤監査役はさらに常務会（同62回開催）や支店長会議（同3回開催）等、経営の重要会議や報告会に出席し、必要に応じ意見具申するなど、経営陣に対する監督・牽制機能を発揮しております。

## 9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

## 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12 その他

該当ありません。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
現金預け金	376,579
商品有価証券	0
金銭の信託	9,985
有価証券	595,291
貸出金	1,525,600
外国為替	832
その他資産	31,708
<b>有形固定資産</b>	<b>21,952</b>
建物	4,248
土地	15,792
リース資産	50
建設仮勘定	70
その他の有形固定資産	1,790
<b>無形固定資産</b>	<b>3,250</b>
ソフトウェア	3,016
その他の無形固定資産	234
退職給付に係る資産	1,544
繰延税金資産	4,913
支払承諾見返	3,598
貸倒引当金	△ 8,469
<b>資産の部合計</b>	<b>2,566,787</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
預金	2,135,975
借入金	292,990
外国為替	84
その他負債	5,776
賞与引当金	447
退職給付に係る負債	43
役員退職慰労引当金	1
睡眠預金払戻損失引当金	216
偶発損失引当金	372
繰延税金負債	7
再評価に係る繰延税金負債	2,063
支払承諾	3,598
<b>負債の部合計</b>	<b>2,441,577</b>
<b>(純資産の部)</b>	
資本金	38,653
資本剰余金	17,500
利益剰余金	66,990
自己株式	△ 217
株主資本合計	122,927
その他有価証券評価差額金	△ 2,341
土地再評価差額金	2,298
退職給付に係る調整累計額	1,584
その他の包括利益累計額合計	1,541
新株予約権	219
非支配株主持分	520
<b>純資産の部合計</b>	<b>125,209</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,566,787</b>

## 連結損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>36,907</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>23,098</b>	
貸出金利息	18,643	
有価証券利息配当金	4,213	
コールローン利息及び買入手形利息	3	
預け金利息	235	
その他の受入利息	2	
<b>役務取引等収益</b>	<b>6,081</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>1,399</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>6,328</b>	
償却債権取立益	568	
その他の経常収益	5,760	
<b>経常費用</b>		<b>33,194</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>203</b>	
預金利息	169	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△1	
借入金利息	34	
その他の支払利息	0	
<b>役務取引等費用</b>	<b>3,461</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>219</b>	
<b>営業経費</b>	<b>19,751</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>9,558</b>	
貸倒引当金繰入額	1,195	
その他の経常費用	8,362	
<b>経常利益</b>		<b>3,712</b>
<b>特別利益</b>		<b>63</b>
固定資産処分益	63	
<b>特別損失</b>		<b>353</b>
固定資産処分損	34	
減損損失	319	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>3,422</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>1,495</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>133</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>1,628</b>
<b>当期純利益</b>		<b>1,793</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		47
親会社株主に帰属する当期純利益		<b>1,745</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
1 当期首残高	38,653	17,500	66,576	△ 304	122,425
2 会計方針の変更による 累積的影響額			△ 11		△ 11
3 会計方針の変更を反映 した当期首残高	38,653	17,500	66,565	△ 304	122,414
4 当期変動額					
5 剰余金の配当	—	—	△ 1,298	—	△ 1,298
6 親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	1,745	—	1,745
7 自己株式の処分	—	0	—	87	88
8 自己株式の取得	—	—	—	△ 0	△ 0
9 土地再評価差額金の取崩	—	—	△ 22	—	△ 22
10 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
11 当期変動額合計	—	0	425	87	513
12 当期末残高	38,653	17,500	66,990	△ 217	122,927
	1	2	3	4	5

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 株 主 持 分	配 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計				
1 当期首残高	8,033	2,276	1,612	11,922	265	490	135,103	
2 会計方針の変更による 累積的影響額						△ 11	△ 23	
3 会計方針の変更を反映 した当期首残高	8,033	2,276	1,612	11,922	265	478	135,080	
4 当期変動額								
5 剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△ 1,298	
6 親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	1,745	
7 自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	88	
8 自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 0	
9 土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	△ 22	
10 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△ 10,374	22	△ 27	△ 10,380	△ 45	42	△ 10,384	
11 当期変動額合計	△ 10,374	22	△ 27	△ 10,380	△ 45	42	△ 9,871	
12 当期末残高	△ 2,341	2,298	1,584	1,541	219	520	125,209	
	6	7	8	9	10	11	12	

# 計算書類

## 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
現金預け金	376,532
現金	33,426
預け金	343,105
商品有価証券	0
商品国債	0
金銭の信託	9,985
有価証券	595,308
国債	59,687
地方債	130,621
社債	207,146
株式	10,744
その他の証券	187,108
貸出金	1,528,195
割引手形	4,938
手形貸付	56,330
証書貸付	1,341,096
当座貸越	125,830
外国為替	832
外国他店預け	716
買入外国為替	58
取立外国為替	57
その他資産	21,347
未決済為替貸	208
未収収益	2,160
金融派生商品	6
その他の資産	18,971
有形固定資産	21,871
建物	4,246
土地	15,792
リース資産	44
建設仮勘定	70
その他の有形固定資産	1,716
無形固定資産	3,239
ソフトウェア	3,007
その他の無形固定資産	232
繰延税金資産	5,606
支払承諾見返	3,598
貸倒引当金	△ 8,334
<b>資産の部合計</b>	<b>2,558,182</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
預金	2,136,864
当座預金	74,608
普通預金	1,094,047
貯蓄預金	14,986
通知預金	5,411
定期預金	907,329
定期積金	18,448
その他の預金	22,033
借入金	287,400
借入金	287,400
外国為替	84
売渡外国為替	40
未払外国為替	44
その他負債	3,829
未決済為替借	127
未払法人税等	741
未払費用	965
前受収益	580
給付補填備金	1
金融派生商品	8
リース債務	45
資産除去債務	274
その他の負債	1,083
賞与引当金	439
退職給付引当金	734
睡眠預金払戻損失引当金	216
偶発損失引当金	372
再評価に係る繰延税金負債	2,063
支払承諾	3,598
<b>負債の部合計</b>	<b>2,435,603</b>
<b>(純資産の部)</b>	
資本金	38,653
資本剰余金	17,500
資本準備金	17,500
その他資本剰余金	0
利益剰余金	66,462
利益準備金	3,190
その他利益剰余金	63,272
繰越利益剰余金	63,272
自己株式	△ 217
株主資本合計	122,399
<del>その他の有価証券評価差額金</del>	△ 2,338
<del>土地再評価差額金</del>	2,298
<del>評価・換算差額等合計</del>	△ 40
<del>新株予約権</del>	219
<b>純資産の部合計</b>	<b>122,579</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,558,182</b>

# 損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>33,182</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>23,102</b>	
貸出金利息	18,649	
有価証券利息配当金	4,211	
コールローン利息	3	
預け金利息	235	
その他の受入利息	2	
<b>役務取引等収益</b>	<b>5,496</b>	
受入為替手数料	1,332	
その他の役務収益	4,164	
<b>その他業務収益</b>	<b>1,399</b>	
外国為替売買益	75	
国債等債券売却益	879	
その他の業務収益	444	
<b>その他経常収益</b>	<b>3,184</b>	
償却債権取立益	559	
株式等売却益	1,921	
金銭の信託運用益	1	
その他の経常収益	702	
<b>経常費用</b>		<b>29,603</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>171</b>	
預金利息	169	
コールマネー利息	△ 1	
その他の支払利息	3	
<b>役務取引等費用</b>	<b>3,143</b>	
支払為替手数料	198	
その他の役務費用	2,944	
<b>その他業務費用</b>	<b>219</b>	
国債等債券売却損	219	
その他の業務費用	0	
<b>営業経費</b>	<b>19,253</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>6,815</b>	
貸倒引当金繰入額	1,188	
貸出金償却	5,139	
株式等売却損	4	
金銭の信託運用損	3	
その他の経常費用	479	
<b>経常利益</b>		<b>3,579</b>
<b>特別利益</b>		<b>63</b>
固定資産処分益	63	
<b>特別損失</b>		<b>353</b>
固定資産処分損	34	
減損損失	319	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>3,288</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>1,489</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>133</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>1,623</b>
<b>当期純利益</b>		<b>1,665</b>

## 株主資本等変動計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
1 当期首残高	38,653	17,500	—	17,500	2,930	63,186	66,117	△ 304	121,966
2 当期変動額									
3 剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 1,298	△ 1,298	—	△ 1,298
4 利益準備金の積立	—	—	—	—	259	△ 259	—	—	—
5 当期純利益	—	—	—	—	—	1,665	1,665	—	1,665
6 自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	87	88
7 自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△ 0	△ 0
8 土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	△ 22	△ 22	—	△ 22
9 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10 当期変動額合計	—	—	0	0	259	85	345	87	433
11 当期末残高	38,653	17,500	0	17,500	3,190	63,272	66,462	△ 217	122,399
	1	2	3	4	5	6	7	8	9

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
1 当期首残高	8,031	2,276	10,307	265	132,539
2 当期変動額					
3 剰余金の配当	—	—	—	—	△ 1,298
4 利益準備金の積立	—	—	—	—	—
5 当期純利益	—	—	—	—	1,665
6 自己株式の処分	—	—	—	—	88
7 自己株式の取得	—	—	—	—	△ 0
8 土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	△ 22
9 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 10,370	22	△ 10,348	△ 45	△ 10,393
10 当期変動額合計	△ 10,370	22	△ 10,348	△ 45	△ 9,960
11 当期末残高	△ 2,338	2,298	△ 40	219	122,579
	10	11	12	13	14



### 独立監査人の監査報告書

令和4年5月16日

株式会社 東和銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 平木 達也 ㊟  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東和銀行の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集積すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するためにフェードガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月16日

株式会社 東和銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 平木達也 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東和銀行の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月17日

株式会社 東和銀行 監査役会

常勤監査役 大澤 清美 ㊞  
常勤監査役 橋本 政美 ㊞  
監査役 安藤 震太郎 ㊞  
監査役 加藤 真一 ㊞

(注) 監査役安藤震太郎及び監査役加藤真一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### 剰余金の配当(第117期期末配当)に関する事項

剰余金の配当につきましては、内部留保による自己資本の充実を考慮した上で、以下のとおりといたしたいと存じます。

<b>配当財産の種類</b>	金銭といたします。								
<b>配当財産の割当てに関する事項 及びその総額</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 普通株式1株につき</td> <td style="text-align: right;">金<b>25円</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その総額</td> <td style="text-align: right;"><b>922,687,775円</b></td> </tr> <tr> <td>(2) 第二種優先株式1株につき</td> <td style="text-align: right;">金<b>26.12円</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その総額</td> <td style="text-align: right;"><b>195,900,000円</b></td> </tr> </table> <p>なお、普通株式及び第二種優先株式の配当総額は、 <b>1,118,587,775円</b>となります。</p>	(1) 普通株式1株につき	金 <b>25円</b>	その総額	<b>922,687,775円</b>	(2) 第二種優先株式1株につき	金 <b>26.12円</b>	その総額	<b>195,900,000円</b>
(1) 普通株式1株につき	金 <b>25円</b>								
その総額	<b>922,687,775円</b>								
(2) 第二種優先株式1株につき	金 <b>26.12円</b>								
その総額	<b>195,900,000円</b>								
<b>剰余金の配当が効力を生じる日</b>	令和4年6月30日								

(参考)

- ・第二種優先株式は、1株当たりの発行価格が200円(※1)であり、令和3年度における1株当たりの配当金は、上記200円(※1)に配当年率1.306%(※2)を乗じた金額となっております。

※1 平成29年10月1日付で第二種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、1株当たりの発行価格を2,000円として算出しております。

※2 令和3年度の配当年率は、令和3年4月1日における日本円TIBOR12ヵ月物(0.15636%)に1.15%を加えた率を適用しております。

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを変更し、電子提供措置等の規定(変更案第15条)とするものです。
- (2) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部 \_\_\_\_\_ が変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、取締役会の決議により、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p style="text-align: center;">② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>① <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずる。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案

## 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者とした7名の選任につきましては、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会で審議し、外部の弁護士等からなる外部評価委員会の評価を得て、指名報酬委員会が取締役会に対して助言・提言を行っております。なお、外部評価委員会から、人選は適切である旨の評価を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	え ばら ひろし 江原 洋	再任 代表取締役頭取執行役員
2	さくら い ひろ ゆき 櫻井 裕之	再任 代表取締役副頭取執行役員
3	きた づめ いさお 北爪 功	再任 取締役専務執行役員
4	すず き しんいちろう 鈴木 信一郎	再任 取締役常務執行役員
5	みず ぐち たけし 水口 剛	再任 社外 独立 取締役
6	おお にし り か こ 大西 利佳子	再任 社外 独立 取締役
7	た ご ひで と 多胡 秀人	再任 社外 独立 取締役



候補者番号

1

え ばら ひろし  
**江原 洋**

再任

生年月日

昭和31年4月16日

所有する当行株式の種類及び数

普通株式19,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 4月	当行入行
平成19年 7月	秘書室副部長
平成21年 2月	川越支店長
平成23年 6月	執行役員高崎支店長
平成25年 6月	常務執行役員高崎支店長
平成26年 6月	取締役常務執行役員
平成29年 6月	取締役専務執行役員
令和元年 6月	取締役副頭取執行役員
令和 2年 6月	代表取締役頭取執行役員
	現在に至る

取締役候補者の選任理由

総合企画部門、リスク管理部門、審査部門、財務経理部門、人事総務部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、さらに高崎支店長、川越支店長を務めるなど現場感覚に優れ、銀行業務全般に精通しております。また、平成26年6月から取締役、令和元年6月より取締役副頭取、令和2年6月より代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

さくら い ひろ ゆき  
**櫻井 裕之**

再任

生年月日

昭和32年12月26日

所有する当行株式の種類及び数

普通株式18,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 4月	当行入行
平成19年 6月	総合企画部副部長
平成20年 6月	審査部長
平成21年10月	総合企画部長
平成23年 6月	執行役員総合企画部長
平成25年 6月	常務執行役員東京支店長
平成26年 6月	取締役常務執行役員
平成29年 6月	取締役専務執行役員
令和 2年 6月	取締役副頭取執行役員
令和 2年 9月	代表取締役副頭取執行役員
	現在に至る

**担当** 人事総務部、コンプライアンス統括部、監査部、証券業務（内部管理統括責任者）、事務統括システム部（副担当）

取締役候補者の選任理由

リレーションシップバンキング推進部門、総合企画部門、審査部門、人事総務部門、監査部門、コンプライアンス統括部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、さらに東京支店長を務めるなど現場感覚に優れ、銀行業務全般に精通しております。また、平成26年6月から取締役、令和2年9月より代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。



候補者番号

3

きたづめ  
北爪

いさお  
功

再任

生年月日

昭和39年7月16日

所有する当行株式の種類及び数  
普通株式9,400株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和62年 4月	当行入行
平成20年10月	籠原支店長
平成25年 4月	伊勢崎支店長
平成28年 4月	執行役員伊勢崎支店長
平成28年 6月	執行役員リレーションシップバンキング推進部長
令和元年 6月	取締役執行役員 リレーションシップバンキング推進部長、 リレーションシップバンキング戦略部部长
令和 2年 6月	取締役専務執行役員 現在に至る

担当 総合企画部、審査部、審査管理部

#### 取締役候補者の選任理由

籠原支店長、伊勢崎支店長を務めるなど現場感覚に優れ、リレーションシップバンキング推進部門、総合企画部門、審査部門に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。また、平成28年4月より執行役員、令和元年6月より取締役、令和2年6月より取締役専務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を生かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

すずきしんいちろう  
鈴木信一郎

再任

生年月日

昭和37年4月22日

所有する当行株式の種類及び数  
普通株式6,400株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年 4月	株式会社日本債券信用銀行入行（現 株式会社あおぞら銀行）
平成29年 6月	当行入行
平成29年 6月	国際部長
平成30年 6月	執行役員国際部長兼事務統括システム部部长
令和 2年 6月	取締役常務執行役員 現在に至る

担当 お客様資産形成部長 委嘱、資金運用部、国際部、コンサルティング部（副担当）

#### 取締役候補者の選任理由

リレーションシップバンキング戦略部門、国際部門、資金運用部門に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。また、平成30年6月より執行役員、令和2年6月より取締役常務執行役員としてその職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

みずぐち 水口 たけし 剛

再任

社外

独立

生年月日

昭和37年1月14日

所有する当行株式の種類及び数

普通株式2,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年 4月	ニチメン株式会社入社
平成元年10月	英和監査法人入所
平成 2年 9月	TAC株式会社入社
平成 9年 4月	高崎経済大学経済学部講師就任
平成12年 4月	高崎経済大学経済学部准教授就任
平成13年10月	明治大学より博士（経営学）授与
平成20年 4月	高崎経済大学経済学部教授就任
平成29年 4月	高崎経済大学副学長・理事就任
令和元年 6月	当行社外取締役就任（現任）
令和 3年 4月	高崎経済大学学長就任（現任） 高崎経済大学副理事長就任（現任） 現在に至る

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

高崎経済大学の学長を務めており、環境省ESG金融ハイレベル・パネル委員、ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース座長、金融庁のサステナブルファイナンス有識者会議座長を務めるなど、豊富な経験と幅広い識見を有しております。特にこうした専門的な経験や知見から様々な助言・課題提起を行い、取締役会における意思決定や監督機能、牽制機能において、適切な役割を期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で直接企業の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 9年 4月	株式会社日本長期信用銀行入行（現 株式会社新生銀行）
平成14年10月	株式会社コトラ 代表取締役就任（現任）
平成29年 3月	株式会社ベルパーク 社外取締役就任（現任）
令和元年 6月	当行社外取締役就任（現任）
令和 3年12月	株式会社キーストーン・パートナーズ 社外取締役就任（現任）
令和 4年 4月	マテリアルグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 現在に至る

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

金融機関での業務経験やプロフェッショナル人材紹介会社の経営者として、金融機関やコンサルティング会社へのプロ人材の紹介、及び事業会社経営層の人材評価、採用戦略など豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした知見を活かして特に会社経営者としての観点から様々な助言・課題提起を行い、取締役会における意思決定や監督機能、牽制機能において、適切な役割を期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

おおにしりかこ 大西利佳子

再任

社外

独立

生年月日

昭和49年6月16日

所有する当行株式の種類及び数

普通株式1,400株

候補者番号

7

たごひでと  
多胡 秀人

再任

社外

独立

生年月日

昭和26年11月2日

所有する当行株式の種類及び数

普通株式900株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年 4月 株式会社東京銀行入行（現 株式会社三菱UFJ銀行）  
平成11年 4月 デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社  
（現 アビームコンサルティング株式会社）パートナー（執行役員）就任  
平成19年 6月 株式会社山陰合同銀行 社外取締役就任（現任）  
平成23年 8月 一般社団法人 地域の魅力研究所 代表理事就任（現任）  
平成27年 6月 浜松信用金庫（現 浜松いわた信用金庫）非常勤理事就任（現任）  
平成30年 6月 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役就任（現任）  
令和 2年 6月 当行社外取締役就任（現任）  
現在に至る

#### 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験やリレーションシップバンキングにおける専門的な知見を有しております。環境省ESG金融ハイレベル・パネル委員を務めるなど、地域金融の専門家であります。また、長年他社社外取締役も務めております。特にその経験や知見を活かした観点から様々な助言・課題提起を行い、取締役会における意思決定や監督機能、牽制機能において適切な役割を期待できるものと判断し、社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水口剛氏、大西利佳子氏、多胡秀人氏は社外取締役候補者であります。  
水口剛氏、大西利佳子氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。多胡秀人氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
3. 当行は水口剛氏、大西利佳子氏、多胡秀人氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当行は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行取締役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
5. 当行は水口剛氏、大西利佳子氏、多胡秀人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

## 第4号議案

## 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役加藤真一氏は任期満了となります。また、安藤震太郎氏は辞任により退任となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者 齋藤純子氏は、退任監査役の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の規定により退任された監査役の任期満了する時までとなります。

なお、監査役候補者とした2名の選任につきましては、外部評価委員会から、人選は適切である旨の評価を受けております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

かとう しんいち  
加藤 真一

再任

社外

独立

生年月日

昭和49年8月6日

所有する当行株式の種類及び数

普通株式10,696株

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成12年10月	中央青山監査法人
平成16年 6月	公認会計士登録
平成17年10月	税理士登録
平成17年10月	株式会社加藤会計事務所 専務取締役
平成24年 1月	税理士法人加藤会計事務所 代表社員（現任）
平成24年 3月	株式会社加藤会計事務所 代表取締役社長（現任）
平成24年 8月	カネコ種苗株式会社 社外監査役（現任）
平成26年 6月	当行社外監査役（現任）
	現在に至る

## 社外監査役候補者の選任理由

公認会計士として経営全般における豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした経験や識見を引き続き当行の経営の監査に活かしていただくため、社外監査役候補者いたしました。

候補者番号

2

さいとう じゅんこ  
齋藤 純子

新任

社外

独立

生年月日

昭和28年5月18日

所有する当行株式の種類及び数

—

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和47年 4月 税務職員採用  
平成19年 7月 上尾税務署 副署長  
平成21年 7月 国税庁長官官房 関東信越派遣 国税庁監察官  
平成23年 7月 関東信越国税局 総務部税務相談室 主任税務相談官  
平成24年 7月 伊勢崎税務署長  
平成26年 7月 定年退職  
平成26年 8月 税理士登録  
齋藤純子税理士事務所 代表（現任）  
現在に至る

#### 社外監査役候補者の選任理由

国税局の要職を務め、豊富な経験と幅広い識見を有しております。また、税理士として企業会計実務にも精通しており、こうした経験や識見を当行の経営の監査に活かしていただくため、新たな社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で直接企業の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加藤真一氏、齋藤純子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 加藤真一氏の当行社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
4. 当行は加藤真一氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。尚、同氏の選任が承認された場合、同氏と当行との間で本契約を継続する予定です。また、齋藤純子氏についても、同氏の選任が承認された場合、上記契約を締結する予定です。
5. 当行は加藤真一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、齋藤純子氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 当行は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行監査役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考)

取締役および監査役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

氏名	経験・専門性									
	企業経営/ 経営戦略	法務/ コンプライアンス	リスク 管理	財務/ 会計	営業	企業審査/ 経営改善	市場運用	人事・ 総務/ 人材開発	IT/ デジタル	ESG/ サステナビリティ
取締役	江原 洋	●	●	●	●	●	●		●	
	櫻井 裕之	●	●	●		●	●		●	
	北爪 功	●		●		●	●			●
	鈴木 信一郎	●				●		●	●	
	水口 剛 <b>社外</b> <b>独立</b>	●	●		●				●	●
	大西 利佳子 <b>社外</b> <b>独立</b>	●		●		●			●	●
	多胡 秀人 <b>社外</b> <b>独立</b>	●		●		●		●		●
監査役	大澤 清美	●	●	●	●			●	●	
	橋本 政美	●	●	●	●		●			
	加藤 真一 <b>社外</b> <b>独立</b>	●			●		●		●	
	齋藤 純子 <b>社外</b> <b>独立</b>	●			●		●		●	

※上記一覧表は、取締役及び監査役が有するすべての経験・専門性を表すものではありません。

## 第5号議案

# 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役（社外監査役を含む）の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役候補者の選任につきましては、外部評価委員会から、人選は適切である旨の評価を受けております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

はんば  
**半場**

しゅう  
**秀**

生年月日

昭和40年8月21日生

所有する当行株式の種類及び数

—

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 5年 4月	第一東京弁護士会登録
平成 5年 4月	岩田合同法律事務所入所
平成16年 2月	米国ニューヨーク州弁護士登録
平成22年 3月	キャタピラー・ジャパン株式会社 社外監査役
平成22年 6月	SMBC債権回収株式会社 社外取締役
平成22年 8月	島田法律事務所入所（現任）
平成24年 3月	昭栄株式会社 社外取締役
平成24年 6月	当行補欠監査役（現任） 現在に至る

### 補欠監査役候補者の選任理由

弁護士として法曹界における豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした経験や識見を当行の経営の監査に活かしていただくため、補欠の監査役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で直接企業の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 半場秀氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 半場秀氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 当行は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行監査役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）。半場秀氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
5. 半場秀氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

## 第6号議案

## 会計監査人選任の件

当行の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、新たにPwCあらた有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いしたいと存じます。なお、本議案は監査役会の決定に基づき付議しております。

監査役会がPwCあらた有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮したうえで、PwCあらた有限責任監査法人の独立性、品質管理体制等を総合的に検討した結果、新たな視点での監査も期待でき、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は次のとおりであります。

(令和4年3月31日現在)

名称	PwCあらた有限責任監査法人			
事務所	主たる事務所	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング		
沿革	平成18年 6月	あらた監査法人設立		
	平成27年 7月	PwCあらた監査法人に名称変更		
	平成28年 7月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称をPwCあらた有限責任監査法人に変更		
概要	資本金	1,000百万円 (令和3年6月30日現在)		
	構成人員	パートナー	185名	
		公認会計士	886名	
		会計士補・全科目合格者	562名	
		USCPA・その他専門職	1,096名	
		事務職	101名	
		合計	2,830名	
監査関与会社	2,363社 (令和3年6月30日現在)			

以上



× 毛

× ㄷ

## 定時株主総会会場ご案内図

株主総会は東和銀行本店2階大会議室で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。



会場

当行本店2階大会議室  
前橋市本町二丁目12番6号 TEL 027-234-1111 (代)

交通

J R 前橋駅より徒歩15分